

平成29年 6月 定例会

◆(淵上陽一君)本日最後の質問をいたします。

私は、平成 26 年2月定例議会において、厚生労働省の地域包括ケアシステム構築について質問いたしました。それから3年余りが経過した現在、市町村においては、システム構築から一歩進んで、ケアへの具体的取り組みを実施する段階に進んでおります。

地域ケアシステムの重点的な取り組みとして、1、在宅医療・介護連携の推進、2、認知症施策の推進、3、地域ケア会議の推進、4、生活支援サービスの体制整備、5、介護予防・日常生活支援総合事業の5つが求められています。

このうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、本年4月、全ての市町村が、要支援者に対する訪問や通所介護について、介護予防給付から総合事業への移行を完了しています。それ以外の4点につきましても、来年4月までには全ての取り組みを開始することとされております。

こうした取り組みについては、市町村が設置している地域包括支援センターを中心に取り組みが進められておりますが、私の地元の地域包括支援センターにお尋ねしたところでは、在宅医療や介護予防などを担う人材が不足する中で、予算や採用条件の制約から正職員としての採用が困難なことに加えて、県全体的な人手不足のもと、特に医療・福祉関係の求職者が少ないという現実もあって、増員がままならず、事業開始に備えた体制づくりに大きな不安を抱いているとのことでありました。

こうした状況は、県に調べていただいた県下市町村の地域包括支援センターの人員及び業務に関する実態調査の結果にも明確にあらわれております。

それによりますと、ほとんどのセンターにおいて、仕事の量が増加し、質的にも課題を感じる一方で、全体の 66%が専門職の人員が不足していると回答し、加えて、不足人員を速やかに確保できないと回答したセンターが全体の 76%に上っており、事態の深刻さが見てとれます。

私は、3年前の質問の中で、次のように申し上げました。私は、新システムのもとで、医療、介護の連携、介護予防、生活支援、認知症の早期対応の充実強化への取り組みなど、大変重要な役割を担うと位置づけられている市町村が、合併後の人員削減等により職員数が少なくなっている中で、目標スケジュールに沿ったシステムの構築と運用に物理的に対応できるのか、大変懸念していることを申し上げたいと思います。また、介護保険制度改正に伴い、現在、要支援者に対し介護給付として提供されているサービスが市町村事業へ移行されるのに備え、各市町村では、介護予防や配食サービス、外出支援等のさまざまな生活支援サービスを整える必要がありますが、その担い手の確保や養成に十分対応ができるのかについても、大変心配しております。

その上で、私は、県から市町村に対する十分なバックアップをお願いしましたところ、健康福祉部長より、1、市町村が制度改正に適切に対応できるよう積極的に支援を行う、2、制度改正を先取りする形で新たな医療と介護の連携モデルを開発し、各市町村に広めていく、3、市町村

の地域包括支援センターの機能強化のため、さまざまな職種間の連携促進などを支援するアドバイザー派遣制度を新たに設けるほか、市町村や包括支援センターのスタッフ向け研修など、多方面から市町村の取り組みを支援していくとの御答弁をいただきました。

しかし、私がこれまで関係者から直接お話を聞いた内容と県による調査からも明らかなどおり、残念ながら、3年前の私の心配が現実のものとなっております。

今後、地域包括ケアのうち、市町村が担うことになる役割と業務がさらに増加し、一層難しくなっていくことが明白な状況の中で、現在、県としては、いかなる認識を持って、今後どのように市町村に対する具体的支援を行っていくのか、健康福祉部長にお尋ねいたします。

○議長（岩下栄一君）健康福祉部長古閑陽一君。——残り時間が少なくなりましたので、答弁を簡潔に願います。

〔健康福祉部長古閑陽一君登壇〕

◎健康福祉部長（古閑陽一君）県では、これまで、市町村やセンターに対して、各種研修会の開催や全ての市町村に出向いた実地の支援、また、医療と介護の連携に向けたモデル事業の展開など、さらには、アドバイザーを派遣した地域ケア会議の開催、また、生活支援サービスの充実などに努めてきたところでございます。その結果、平成28年度までに、介護予防・日常生活支援総合事業への移行が全ての市町村で完了いたしました。

また、来年4月に開始が必要な事業についても既に取り組みが始まっており、来年度からは全ての市町村で実施される見込みとなっております。

さらに、センターの配置人員も年々増加しておりまして、昨年度においては、全国平均7.0人に対し、本県では8.1人となっております。

ただ、一方で、議員御指摘のとおり、実態調査では、県内82のセンターのうち、54センターで人員に不足感があるとの回答があり、引き続き体制強化が重要な課題となっております。

このため、県としましては、センターの保健師などの専門職の確保のため、ナースセンターや福祉人材・研修センターの活用促進に今後も積極的に取り組んでまいります。

また、市町村やセンターの役割が今後さらに増大し、高度な業務が求められていることから、負担軽減策として、理学療法士などを約100の医療機関などから派遣する支援体制を活用し、介護予防の取り組みを積極的に支援してまいります。

さらに、業務効率の向上策として、階層別の研修を導入するなど、業務マネジメントの強化や職員の資質向上を図ってまいります。

〔淵上陽一君登壇〕

◆（淵上陽一君）仮に、市町村が実施主体となる業務が円滑に開始、運営できなければ、最も影響を受けるのは、それぞれの市町村の住民、すなわち熊本県民であります。

今後、市町村が必要不可欠な人材確保に立ち往生することがないように、最優先で支援を強めていただきますよう、よろしく願いいたします。

これで準備しておりました質問を終わります。最後まで御清聴まことにありがとうございました。